京　都　大　学　事　務　組　織　規　程　新　旧　対　照　表

改　正　前	改　正　後
（前　略） （部局の事務担当等） 第７条　教員、事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制により、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくは各センター等（組織規程第３章第７節及び第８節並びに第８節の３から第１１節までに定める施設等をいう。）又は監査室をいう。）における教育研究活動等の運営を組織的かつ効果的に行うため、当該部局に事務担当その他必要な職員を置くことができる。 （後　略）	（部局の事務担当等） 第７条　教員、事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制により、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくは各センター等（組織規程第３章第７節から第１１節までに定める施設等をいう。）又は監査室をいう。）における教育研究活動等の運営を組織的かつ効果的に行うため、当該部局に事務担当その他必要な職員を置くことができる。 附　則（令和８年達示第６７号） この規程は、令和８年６月１９日から施行する。